

平成 30 年 1 月 23 日

各 位

上場会社名 リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社

代表者名 代表取締役社長 パスカル・センコフ

(コード番号 9836)

問合せ先責任者 経理財務統括部長 村濱 仁

(TEL 03-5785-5600)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年1月23日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更ついて決議するとともに、平成30年2月23日開催予定の第36回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」)に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,00株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年6月1日

(4) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法第 195 条第 1 項の定めに基づき、取締役会決議によって行うものです。

ただし、この定款の一部変更は、後記2. に記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成30年6月1日をもってその効力が生じることといたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている 投資単位 (5万円以上 50 万円未満)の水準にするとともに、発行済株式の適正化を図る ことを目的として、株式併合 (5株を1株に併合)(以下、「本株式併合」)を実施いたし ます。

(2) 併合の内容

- ① 株式併合する株式の種類 普通株式
- ② 株式併合の比率 平成30年6月1日をもって、平成30年5月31日の最終の 株主名簿に記載された株主の所有株式5株につき1株の割合 で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成29年11月30日)	28, 952, 000株
今回の併合により減少する株式数	23, 161, 600株
株式併合後の発行済株式総数	5, 790, 400株

- (注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併 合前の発行済株式総数及び本株式併合の割合に基づき算出した理論値です。
- ④併合後の発行可能株式総数 20,160,000 株 (併合前:100,800,000 株) なお、発行可能株式総数を定める定款規定は、本株式併合の効力発生日 (平成 30 年 6 月 1

日)に上記のとおり変更したものとみなされます。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年11月30日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	1,619名 (100.0%)	28,952,000株(100.0%)
5株未満(1株)	81名 (5.0%)	150株 (0.0%)
5株以上	1,538名 (95.0%)	28,951,850株 (100.0%)

本株式併合を行った場合、保有株式数5株未満の株主さま81名(その所有株式の合計は150株。平成29年11月30日現在。)が、株主たる地位を失うこととなります。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して処分し、その 処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成30年6月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴うものです。 なお、本定款変更は、会社法第 182 条第 2 項および第 195 条第 1 項の定めに従い、株主総会における議題とすることなく行います。

(2) 定款変更の内容

当社の定款は、上記 2. に記載の本株式併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 30 年 6 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後の定款案		
第2章 株 式	第2章 株 式		
第5条(発行可能株式総数)	第5条(発行可能株式総数)		
当会社の発行可能株式総数は、	当会社の発行可能株式総数は、		
<u>100,800,000株</u> とする。	<u>20, 160, 000株</u> とする。		
第6条(単元株式数)	第6条(単元株式数)		
当会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とす	当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とす		
る。	る。		

4. 主要日程

取締役会決議日

平成 30 年 1 月 23 日

株主総会決議日

平成30年2月23日(予定)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の効力発生日 平成30年6月1日(予定)

(ご参考) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成30年6月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆さまによる当社株式の売買は、同年5月29日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以 上

(ご参考)

単元株式の変更及び株式併合についての Q&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を1,000 株から100 株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

A2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では 5 株を 1 株に併合いたします。

Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約するための取り組みを進めております。当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について証券取引所が望ましいとしている投資単位(5万円以上50万円未満)の水準にするとともに、発行済株式総数の適正化を図ることを目的として、株式併合(5株を1株に併合)を実施することといたしました。

Q4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成30年5月31日の最終の株主名簿に記録された 所有株式数に5分の1を乗じた数(1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数100株につき1個となります。 具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、所有株式数および議 決権は次のとおりになります。

効力発生前		効力発生後			
例	所有株式数	議決権個数	所有株式数	議決権個数	端数株式
1	1,000株	1個	200 株	2個	なし
2	1,375株	1個	275 株	2個	なし
3	639 株	なし	127 株	1個	0.8 株
4	3 株	なし	なし	なし	0.6 株

- ・例1に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例2及び例3の単元未満株式数(効力発生後において例2では75株、例3では27株)に つきましては従前と同様に、ご希望により「単元未満株の買増し」または「単元未満株式 の買取り」制度がご利用いただけます。
- ・例3及び例4に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。 このお支払代金(端数株式処分代金)は平成30年7月下旬頃お送りすることを予定して

おります。

・例4の株主様は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式になり株主としての地位を 失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

- A5. 株式併合の前後で会社の資産や資本の変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わることはございません。ご所有株式数は併合前の5分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は5倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は、併合前の5倍となります。
- Q6. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。
- A6. 次のように予定しております。

平成30年2月23日(金)定時株主総会決議日

平成30年5月28日(月)1,000株単位での売買最終日

平成30年5月29日(火)100株単位での売買開始日

平成30年6月1日(金) 単元株式数の変更、株式併合、発行可能株式総数の変更の効力発 生日

平成30年7月中旬 株式割当通知の発送

平成30年7月下旬 端数株式相当分の処分代金のお支払い

- Q7. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。
- A7. 株主様にお願いする特段の手続きはございません。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関しましてご不明な点がございましたら、お取引の ある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

※当社の株主名簿管理人

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

電話 0120-288-324 (フルーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)

以上